

中小企業等エネルギー対策交付金【緊急分】

15%以上の節電を目標とした

家庭での使用電力の削減につながる集客事業補助金

1 趣 旨

今夏の電力不足が懸念される中、家庭での使用電力を削減させるため、商店街団体等が取り組む事業に対する緊急支援を行う。

2 事業内容

ドライミスト発生装置の設置や、納涼イベントの実施など、クールスポットを設けて集客を図ることにより、家庭からの外出を誘引するようなピークカット対策につながる事業に係る経費の2分の1を補助する（補助額上限 300千円）。

3 補助対象者

- (1) 府内に事業所を有する中小企業等（中小企業基本法第2条に定めるもの、又は、これらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの）
- (2) 商店街団体においては、中小企業等のうち別表に掲げるもの

4 補助対象要件

- (1) 家庭での15%以上の節電を啓発すること。
- (2) 集客を図ることにより、平日昼間午後1時～4時の間を含む時間帯の家庭での使用電力を削減する取組であること。
- (3) 上記(1)及び(2)の実施により費用が発生すること。

5 補助対象経費

集客を図ることにより家庭での使用電力を削減する取組に必要な経費

6 補助対象期間

平成24年7月2日～9月7日の平日（土日・祝日及び8月13日～15日を除く。）

7 申請先

中小企業応援隊

（商工会・商工会議所・商工会連合会・中央会・（公財）京都産業21）

8 申請期間

平成24年6月26日～7月6日（受付時間：平日9時から17時まで）

《お問い合わせ先》

久御山町商工会 担当 鵜ノ口・片岡・檜垣・梅原

電話 075-631-6518

別表

商店街振興組合	商店街振興組合法に基づく商店街振興組合
事業協同組合	商店街及び小売市場（以下「商店街等」という。）における事業協同組合
任意団体	商店街等において、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している任意組織団体
共同出資会社	2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社（株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める中小小売商業者の有する議決権の割合が10分の7以上であるものに、持分会社にあつてはその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める中小小売商業者の割合が2分の1を超えているものに限る。）
特定会社	商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社（株式会社にあつては総株主の議決権に占める中小企業者以外の会社の有する議決権の割合が2分の1未満であるものに、持分会社にあつてはその社員に占める大企業者の割合が2分の1未満であるものに限る。）
事業実行委員会	前各号に該当する複数の団体が中心となって、商店街等の活性化を目指すための事業活動を行う目的で組織された府内に事務所を有する団体であつて、定款に類する規約等を有し、自ら経理する等の会計組織を有するもの。